(六)　低未利用土地の利用又は管理に関する事業に有効に利用できる土地の取得、管理及び譲渡を行うこと等を都市再生推進法人の業務に追加することとした。（第一一九条関係）

2　都市内の遊休空間の利用による安全性及び利便性の向上

(一)　都市再生緊急整備協議会は、都市再生緊急整備地域内の区域について、駐車施設の種類ごとの配置に関する計画を作成することができることとした。（第一一九条の一三関係）

(二)　(一)の計画の区域内において建築物を新築しようとする者等に対し、条例で、当該計画に記載された事項の内容に即して駐車施設を設けなければならない旨を定めることができることとした。（第一一九条の一四関係）

(三)　都市計画決定権者に対し、都市計画の決定等の提案をすることができる者に、都市再生事業の施行に関連して必要となる公共公益施設の整備に関する事業を行おうとする者を追加することとした。（第三七条関係）

二　都市計画法の一部改正関係

1　自動車のみの交通の用に供する道路等以外の道路についても、市街地の環境を確保しつつ、適正かつ合理的な土地利用の促進と都市機能の増進とを図るため、地区整備計画において、当該道路のうち建築物等の敷地として併せて利用すべき区域を定めることができることとした。（第一二条の一一関係）

2　都道府県又は市町村は、都市計画（都市施設等の整備に係るものに限る。）の案を作成しようとする場合には、都市施設等の整備を行うと見込まれる者との間において、都市施設等整備協定を締結することができることとした。（第七五条の二関係）

3　市町村長は、都市計画の決定に関する協力等の業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人等を、都市計画協力団体として指定することができることとした。（第七五条の五関係）

4　都市計画協力団体は、市町村に対し、3の業務の実施を通じて得られた知見に基づき、都市計画の決定等の提案をすることができることとした。（第七五条の九関係）

三　建築基準法の一部改正関係

建築物の敷地が接していなければならない道路から二の1の区域内の道路を除くとともに、当該道路の上空等に設ける建築物のうち地区計画に適合するもので特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものは、道路内に建築できることとした。（第四三条第一項第二号及び第四四条第一項第三号関係）

四　都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正関係

土地区画整理事業に係る都市開発資金の無利子貸付けの対象に、一の1の(六)の区域が事業計画において定められている土地区画整理事業を追加することとした。（第一条第四項第三号関係）

五　施行期日

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

法　律

東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年四月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第十九号

東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律

東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律（平成二十三年法律第百二号）の一部を次のように改正する。

題名中「東日本大震災」の下に「等」を加える。

第二条中「十五年度」を「二十年度」に、「二十年度」を「二十五年度」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

総務大臣　野田　聖子

内閣総理大臣　安倍　晋三

人事訴訟法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年四月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第二十号

人事訴訟法等の一部を改正する法律

（人事訴訟法の一部改正）

第一条　人事訴訟法（平成十五年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一款　管轄（第四条―第八条）　第二款　参与員（第九条―第十一条）」を「第一款　日本の裁判所の管轄権（第三条の二―第三条の五）　第二款　管轄（第四条―第八条）　第三款　参与員（第九条―第十一条）」に改める。

第一章第二節中第二款を第三款とする。

第六条中「（平成二十三年法律第五十二号）」を削る。

第一章第二節中第一款を第二款とし、同節に第一款として次の一款を加える。

第一款　日本の裁判所の管轄権

（人事に関する訴えの管轄権）

第三条の二　人事に関する訴えは、次の各号のいずれかに該当するときは、日本の裁判所に提起することができる。

一　身分関係の当事者の一方に対する訴えであって、当該当事者の住所（住所がない場合又は住所が知れない場合には、居所）が日本国内にあるとき。